

理由

六、臨時雇員の待遇

ロ、待遇の改善は以上の諸点に依りて

悉く云

ト、未だ臨時雇員の待遇を改善せざるは、労働立法の實行に  
實行次第

二、三、選擧對策委員の設置（臨時雇員の日給全額を支拂ふ）

二、三、臨時雇員の公選

二、三、臨時雇員の公選

二、三、臨時雇員の待遇の改善

一、六、臨時雇員の日給全額を支拂ふ

一、八、二、四、五、臨時雇員の日給全額を支拂ふ

結論

一、臨時雇員の待遇の改善は、臨時雇員の日給全額を支拂ふ

臨時雇員の日給全額を支拂ふ

資本家階級ノ典型的暴虐ヲ舉示スルニ臨時制度ヲ以テスル  
事ハ決シテ過誤デハナイ資本家ハ臨時雇員ノ名ノ下ニ法ニ依ル  
負擔ヲ免ヌガレ尙モ一般労働賃銀低下ノ因ヲ醸シ労働階級ニ  
對シ極度ノ迫害ヲ加ヘ労働者生活ヲ日常極端ニ脅カシテ居ル  
見ヨ!!!資本家ハ臨時雇員トシテ二年三年長ニ至ツテハ七年  
モ臨時雇員トシテ酷使シツ、アル事實サヘ有ル金權者ノ暴虐ハ  
決シテ看過シテハナラズ労働階級ハソノ生存ニ對スル脅威ヲ  
排除スル爲メニ臨時雇員ノ制度ヲ撤廢ニ猛進セネバナラヌ  
實行方法

一、資本家ニ對シ機會有ル毎ニ要求スル事

二、法制ヲ以テ之ヲ禁止スベク社會民衆黨ノ労働立法促進會ト

共同シテ運動スルコト

七、同一資本系統下組織化ノ件 西第一支部

不景氣ノ深刻化ト共ニ資本家階級ハ益々攻勢ニ出デントシテ